作成後の取扱いの方法	
ヒト胚核移植胚の取扱場所（注１）	
ヒト胚核移植胚を研究に用いる必要性	
作成者の技術的能力	
作成者の管理的能力	

作成に用いるヒト受精胚等の提供に関する事項

ヒト受精胚等の種類、入手先及び入手方法		
種類	入手先	入手方法

ヒト受精胚等の提供者の同意の取得の方法（注２）		
説明者氏名	説明者所属機関名・職名	同意を取得する機関名
同意の撤回期間（日数）		
同意の撤回の方法		
個人情報の保護の方法		

倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野

名称				
構成員及び専門分野	計　名（男性　名：女性　名）			

氏名	所属	専門分野
倫理審査委員会の意見		

注１　ヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面については別添として添付すること。
注２　提供者からの同意の取得の際の説明事項を記載した説明書については別添として添付すること。
備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。様式第五を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月九日

農林水産大臣　坂本　哲志

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二（第百六十三条関係）	別表第二（第百六十三条関係）
毒薬　（略）	毒薬　（略）
劇薬	劇薬
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　カプロモレリン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一㎖リットル中カプロモレリン酒石酸塩として一〇・〇㎎グラム以下を含有する内用剤を除く。	（新設）
十四～六十一　（略）	十三～六十　（略）